

2022年度日本財団「子ども第三の居場所」事業募集にかかるQ&A

<目次>

1. 自治体協力届出・協定書について

- (1) 自治体協力届出について
- (2) 協定書について
- (3) 共通・その他

2. 申請について

- (1) 対象となる団体・法人格について
- (2) 対象となる事業について
- (3) 複数拠点設置について
- (4) その他

3. 開設事業について

- (1) 土地について
- (2) 建物について
- (3) 外構について
- (4) 建築見積書・設計などについて
- (5) 工期・事業期間について
- (6) その他

4. 運営事業について

- (1) 土地・建物について
- (2) 常設ケアモデルについて
- (3) 学習・生活支援モデルについて
- (4) コミュニティモデルについて
- (5) 対象者・利用人数について
- (6) 事業要件について
- (7) 対象となる費用について
- (8) その他

5. その他

- (1) 事業運営について
- (2) 開設・運営共通: 対象となる費用について
- (3) 次年度以降の募集・採択数などについて
- (4) その他

2022年度日本財団「子ども第三の居場所」事業募集にかかるQ&A

カテゴリ	中項目	番号	質問	回答
1.自治体協力届出・協定書について	(1)自治体協力届出について	①	自治体協力届出を「区」として提出することは可能でしょうか。	可能です。様式に市と例示してありますが、政令指定都市の場合は区でも問題ありません。また、区単位で生活保護や児童扶養手当の受給状況を管理しており、生活困窮世帯を含め生きづらさを抱えた子ども達の状況を把握し、アウトリーチへのご協力が可能であれば、区からのご提出で結構です。「本市」と「本区」の書き換え、公的扶助の対象児童数を「区単位」での人数としてご記入ください。
		②	自治体協力届出の記4「連携・協働」とは具体的に何を示しますか。	「連携・協働」は、拠点の案内チラシの配布や支援が必要な世帯・児童をおつなぎいただくなどの児童集めの協力、専門機関や地域の支援者との連携構築のサポートが具体的な内容となります。
		③	自治体協力届出の記4に「運営団体への対象児童の紹介等」との記載がありますが、運営団体に個人情報の提供を行うということでしょうか。	運営団体への個人情報の提供を求めるものではありません。「運営団体への対象児童の紹介等」につきましては、例えば、自治体から対象世帯への拠点案内チラシの配布や直接的な拠点の紹介などを指します。
		④	自治体協力届出は、拠点設置場所の自治体でなければならぬでしょうか。団体住所の自治体による届出提出は可能でしょうか。	拠点設置場所の自治体による届出書を提出してください。(複数拠点を設置する場合であっても)団体住所の自治体による届出書の提出は認めることができません。
		⑤	自治体協力届出は、教育委員会や社会福祉協議会等の自治体に関連する組織に依頼してもよいでしょうか。	不可です。拠点設置場所の自治体による届出書を提出してください。
		⑥	自治体協力届出の「就学援助世帯数」について、集計の都合上、就学援助を受けている「人数」の記載でもよいでしょうか。	世帯数での回答が難しいようでしたら、人数の記載でも問題ありません。
		⑦	自治体協力届出はどこの部署に相談したら良いですか。	部署についても自治体により所掌が異なりますので、自治体にご相談頂きご判断ください。
		⑧	自治体協力届出について、様式Aと様式Bどちらでの申し込みが多いですか。また様式による採択率の違いはありますか。	自治体として事業継続がなされる様式Aの方が、継続性の観点で高く評価しています。申請時の提出割合は様式Bの方が多いです。
	(2)協定書について	①	自治体から団体への情報提供は生活保護等の手当を受けている世帯数のみとし、具体的な世帯の紹介は行わなくても大丈夫でしょうか。	各自自治体により協力体制は異なります。必要としている世帯に支援が届くよう、可能な範囲での御協力をお願い致します。
		②	協定書を締結する時期はいつですか。3モデルにより締結時期、方法は異なりますか。	助成契約が開始となる2022年4月以降の締結を予定しております。モデルによる締結時期、方法の違いはございません。
		③	協定締結する際、調印式は実施しますか。実施しない場合は、郵送でのやり取りでしょうか。	調印式は、自治体様や団体様のご希望に応じて実施しております。式典を実施しない場合は郵送でのやり取りで締結しております。また、モデルによる締結方法の違いはございません。
		④	同地域で複数団体が事業を実施する場合、それぞれの団体との協定締結が必要になりますか。また、協定内容は同じでなければいけませんか。	それぞれの団体との協定締結が必要です。協議を進めていく中で、各協定書の内容に差異が生じることは問題ございません。
		⑤	協定書(様式A)について、自治体の事業として継続するとは具体的にどのような範囲を指していますか。	自治体の事業として団体に運営を委託するケースが多いですが、自治体の直営として継続しているところもあります。他にもさまざまなケースが想定されます。

1.自治体協力届出・協定書について	(3)共通・その他	① 自治体協力届出の提出、協定書の締結は必須ですか。	必須です。
		② 自治体協力届出・協定書の文言の削除・修正をすることは可能ですか。	基本的に条項そのものの削除は認められませんが、文言を具体的にするなど修正は認められる可能性がありますので、まずは変更案をご相談ください。また、協定書については、助成事業決定後に三者で改めて文言について協議、確認をいたします。
		③ 助成期間終了後の自治体による事業継続の意思は、どの程度のものでしょうか。	自治体協力届出のA様式を申請時に御提出頂きます。内容は助成終了後に継続して必要な措置を講ずるものというのですが、事業決定後、三者協定を自治体首長、団体代表、当財団会長で締結致します。
		④ 自治体協力届出及び協定書は様式が2種類ありますが、事業途中で申請時に提出した様式から別の様式に変更されることはありますか。	様式Bで申請したが、自治体による協力を得られた結果様式Aに変更することはあります。様式Aで申請したが、事業途中から団体事業となり様式Bとなることは想定していません。
2.申請について	(1)対象となる団体・法人格について	① 株式会社等の営利法人は助成の対象になりますか。	助成対象外です。助成対象はNPO法人などの非営利団体のみとなります。詳細は募集要項の「1. 対象となる団体」をご確認ください。
		② 今年度団体を設立しました。法人格を取得してからの団体実績が乏しいです。申請することはできますか。	可能です。その場合、提出書類とされている前年度活動報告書や賃借対照表などの代わりに、今年度の活動計画書など提出可能な財務諸表をご提出ください。
		③ これまで市民活動としてボランティアで活動してきて、現在は法人化に向け準備中ですが、申込可能ですか。	今回の募集の対象となる団体は、日本国内にて法人格を取得している非営利活動・公益事業を行う団体となりますので、申請時に法人格を有していない任意団体は対象外となります。必ず法人格を取得した後にご申請ください。
		④ 一般社団法人、一般財団法人について、非営利型へ定款変更が必要な場合、期限はありますか？	10月申請受付期間内、Googleフォームによる申請申し込み時が期限です。
		⑤ 学校法人、宗教法人、医療法人は申請団体の対象となりますか。	原則対象外です。非営利性が担保できる場合は、検討の余地がございますので個別にご相談ください。
		⑥ 複数団体による事業実施は可能ですか？	可能です。ただし複数団体が連携して事業を実施する場合であっても、申請主体（助成金の受け手）となり、事業実施責任を持つ団体は団体のみとなります。
		⑦ 任意団体として活動しています。非営利の法人格を取得する場合、申請時に法人取得が必要ですか。採択時では大丈夫でしょうか。	必ず、申請時までには法人格を取得してください。
		⑧ 現在、通常の一般社団法人ですが実態が非営利のため、来年度までに定款を非営利型にするかNPOに変更しようと考えています。契約までに変更する計画であれば審査の対象になりますか。	なりません。申請時までに変更していただく必要がございます。
		⑨ 非営利徹底型の一般社団法人です。法人運営の為、駐車場や会場貸しの事業をしていますが申請可能ですか。	可能です。非営利徹底型であれば収益事業を実施していても問題ありません。
		⑩ 団体からではなく、自治体による申請も可能ですか。	自治体が主体の申請は本募集要項の対象外となります。自治体主体の事業実施申請は当財団と連携協力して「子ども第三の居場所」を推進している（公財）ブルーシー・アンド・グリーンランド財団が実施している公募において申請を受け付けます。詳細はこちらをご覧ください。 https://www.bgf.or.jp/activity/daisan-ibasho/2021/index.html
		⑪ 子ども第三の居場所事業実施のために新たに別団体を立上げ、活動していきたいです。申請は可能ですか。	可能です。新規に立上げる団体について、対象となる団体は募集要項をご覧ください。申請時に必要な提出書類は、既存の継続してきた団体の財務諸表や実績を示す資料、また新規に立上げる団体の今年度の活動計画書等をご提出頂くことがあります。

2.申請について	(2)対象となる事業について	①	すでに類似の活動を開始しているのですが、申請はできますか。	可能です。ただし、既存事業との区分け、費用の按分は厳密に行う必要があります。
		②	放課後児童健全育成事業費等補助金で学童を運営しているPOです。「子ども第三の居場所」の取り組みに興味があるのですが、申請は可能ですか。	可能です。例えば、学童としての運営時間終了後(平日の18時以降など)に、同じ施設内で子ども第三の居場所の「学習・生活支援モデル」または「コミュニティモデル」として事業を実施し、困難度の高い児童に対して学習支援や夕食の提供を行うなどが考えられます。
		③	類似の学習支援事業をしています。「学習・生活支援モデル」として申請を行ってよろしいでしょうか。	現在、すでに学習支援事業を行政からの補助金委託費等で運営をしている場合、補助金委託費の対象外の新たな追加(小学生低学年への対象拡大や生活支援の追加等)を助成事業として実施していただきます。
		④	現在、外国人児童生徒の学習支援と一般の子ども食堂、両方実施しておりますが、対象になり得るでしょうか。	募集要項に記載の事業要件と申請資料の提出を満たすことができれば対象となります。
		⑤	フリースクールは対象となりますか？	フリースクールが午前中のみ、不登校児を対象とするのであれば、放課後に通ってくる児童も対象として頂きたいため対象外となります。放課後に通ってくる児童も対象となるのであれば対象内となります。
		⑥	医療的ケア児の放課後等デイサービスを運営しています。現事業との併用は可能ですか。	「医療的ケア児への支援」が主目的となると事業の趣旨と異なりますが、小学校低学年の子どもを中心に対象とする中で、医療的ケア児が含まれているのは問題ありません。放課後等デイサービスで補助金を受けられている場合、その事業と本事業を明確に分けていただき、費用の重複がないようにしていただく必要があります。また、事業内容が本事業の内容(小学校低学年の子ども放課後の居場所)に沿うかという観点からも審査をさせていただきます。
		⑦	母子生活支援施設の運営をしています。入所児と退所児を対象に申請することは可能ですか。	可能です。母子生活支援施設で補助金を受けられている場合、その事業と本事業を明確に分けていただき、費用の重複がないようにしていただく必要があります。また、事業内容が本事業の内容(小学校低学年の子ども放課後の居場所)に沿うかという観点からも審査をさせていただきます。
		⑧	放課後児童クラブ、学童、放課後等デイサービスを市の補助金で運営しています。これに合わせて、困難児童などの受け入れを行う場合、市からの助成を受けながら第三の居場所事業の申請をすることは可能ですか。	現在、すでに行政からの補助金委託費等で運営をしている場合、補助金委託費の対象外の新たな追加(小学生低学年への対象拡大や生活支援の追加等)を助成事業として実施していただきます。市からの補助とは事業を区分してもらい、場所が同じでも時間を変える等、事業費の按分をして頂ければ可能です。
		⑨	困難度の高い子どもへの支援ではなく、経済困難もない比較的裕福な家庭に対して小学校以外の第2のポジティブな選択肢としてのオルタナティブスクールを作りますが、対象外でしょうか？	困難度の高い子どもを対象としないのであれば、対象外です。
		⑩	外国籍の子どもを対象に放課後の居場所事業を実施しています。外国籍の子どもだけでなく、対象者を拡大すれば申請は可能ですか。	「外国籍の子どもへの支援」が主目的となると事業の趣旨と異なりますが、小学校低学年の子どもを中心に対象とする中で、外国籍の子どもが含まれているのは問題ありません。
		⑪	障害のある中高生を対象とした放課後デイサービスを実施したいと考えています。第三の居場所の要件に当てはまりますか。	第三の居場所事業は小学校低学年が対象者の中心となりますので、中高生がメインの対象であれば要件から外れます。また、障害のある方のみを対象とする場合も、本事業の趣旨から外れます。

2.申請について	(3)複数拠点設置について	①	同一法人で複数の拠点を申請することはできますか。	可能です。その場合、申請書や予算書は複数拠点を1つにまとめてご提出いただきますが、拠点ごとに事業内容や内訳がわかるように記入してください。また、自治体やモデルが異なる場合、自治体協力届出は各自治体、各モデルに応じたものをご提出ください。ただし、日本財団の助成期間終了後も継続できることが前提ですので、継続性については、継続計画書や自治体協力届出などを通して確認いたします。
		②	既に同事業を実施している拠点が近くにありますが、新たな拠点を設置することはできませんか。	同区域における拠点設置について、必要性が確認できれば可能です。
		③	3モデルを同時に併設することは可能ですか。	離れた地域で、違う拠点を運営することはあり得ます。同じ物件の中で、別モデルを複数実施することはできません。
		④	1つの拠点を開設しますが、活動場所は複数力所に分かれていても問題ありませんか。例えば学習の場、農作業をする場合等活動の種類を分ける予定です。	同じ児童が利用するのであれば、活動場所が複数に分かれていても問題ありません。
	(4)その他	①	開設事業と運営事業を同時に申請することは可能ですか。	可能です。例えば、2022年4月から9月までの間に施設の改修を行い、2022年10月から2023年3月末までの運営を含んだ事業を一つの申請で行うことが可能です。しかし、今回募集する事業の終了日は2023年3月までですので、2023年3月までに運営を開始できない場合は、開設事業のみとしてください。
		②	開設事業は申請せず、運営事業のみ申請することは可能ですか？	可能です。
		③	定められた資料以外の資料を参考資料として提出することは可能ですか。	可能です。定められた申請資料の提出後、各担当者より審査に係るヒアリングがありますので、その際に担当者に追加資料の提出をお願いします。
		④	開設費と運営費の記載は上限ということですか？	上限です。ただし、開設費が地域の相場や物件状況などによって設定額におさまらない場合、一律で不可とするのではなく、個別に価格の妥当性を審査いたします。
		⑤	助成金額の上限を超えた場合はどうなりますか。	原則、自己負担をして頂きます。
		⑥	開設事業と運営事業、どちらか一方のみが採択となることはありますか。	基本的にはありません。開設事業と運営事業を同時にご申請頂く場合は、原則セットで審査を致します。
		⑦	日本財団とは別の組織・団体からの助成事業や補助事業と重複してもよいですか。	できません。実施時間や事業内容によって、按分を行う必要があります。例えば、行政から補助金を受けて運営している民間学童の団体が子ども第三の居場所の「コミュニティモデル」の申請を行う場合について、平日(月～金)の学童終了までの時間の運営に要する費用については行政補助金の対象とし、学童終了時間以降に行う「コミュニティモデル」の運営に要する費用については、日本財団からの助成事業として会計処理を行う必要があります。

3.開設事業について	(1)土地について	①	「事業実施ガイドブック」には土地の取得・造成費用は助成対象外とされていますが、継続性を考慮した結果、土地の取得が必要となった場合も助成対象外ですか。	助成対象外です。建物の購入費用も、同様に助成対象外です。
		②	開設事業について、個人から無償又は低額で借りる土地の利用は対象となりますか？	原則対象外です。団体が自治体が所有する土地が優先となります。ただし、個人所有の土地を団体や自治体に最低8年以上譲渡または無償貸与するなど継続性が担保されることで認められることもありますので申請の際に明記してください。
	(2)建物について	①	自宅(個人所有物件)の改修は可能ですか。	助成対象外です。個人物件を団体や自治体に最低でも最優年以上譲渡または無償貸与することで認められることもありますので申請の際に明記してください。
		②	開設事業に申請しようと思っているのですが、建物の解体費は助成対象ですか。	原則として助成対象外です。
		③	現在、建築中の建物の一部負担を開設助成費から行うことは可能ですか。	助成対象外です。
		④	「旧施設撤去費」は対象外とありますが、改築の場合、建物の一部を取り壊して新たな部分を建築する場合の、取り壊し工事費(処分料含む)は対象になると考えてよいでしょうか？	元からある建物を一部壊して、改修する場合は助成対象となります。旧施設を完全に撤去して更地にする場合は、撤去費用は助成対象外です。新築建物の建設費用のみ対象となります。
		⑤	公園内にコンテナハウス等を設置して居場所事業を実施する場合、新規にコンテナハウスを購入する費用や、設置費用などは対象になりますか？	自治体による公園の使用許可が得られ、自治体の協力により場所の利用が無料等であれば可能です。
		⑥	自宅(個人所有物件)は対象外とのことですが、玄関別で活動を行うための部屋だとしても対象外ですか。	助成対象外です。ただし、個人物件を団体や自治体に最低でも最優年以上譲渡または無償貸与することで認められることもありますので申請の際に明記してください。
		⑦	建物を譲渡してもらう予定です。譲渡に係る費用を開設事業内で支出することは可能ですか。	できません。土地や建物の取得に係る費用は助成対象外となるためです。
		⑧	4年目以降の自立を見据え建物を購入したいです。開設事業として充てることができることは可能ですか。	できません。建物の購入費は対象外です。
		⑨	物件が団体の所有ではなく、団体代表者の所有です。開設事業の対象になりますか。	対象外です。個人の資産になるものは助成対象外です。ただし、個人物件を団体や自治体に最低でも最低8年以上譲渡または無償貸与することで認められることもありますので申請の際に明記してください。

3.開設事業について	(2)建物について	⑩ 賃貸物件を改修したいです。家主の同意を得ています。対象になりますか。	原則、助成対象外です。団体が自治体が所有する物件が対象となります。ただし、賃料が自己負担でき、賃借契約を最低でも8年以上する等で認められることもありますので、申請の際に明記してください。助成終了後も可能な限り長く継続して頂きたいという意図があり、継続性も審査致します。
		⑪ 古民家を購入もしくは借り上げの上、改修事業を実施したいです。開設事業の対象となりますか。	物件の取得にかかる費用は助成対象外のため、古民家購入の費用は対象外です。また、賃料も助成金対象外です。団体もしくは自治体所有物件が開設事業の対象となるため、改修についても原則対象外ですが、賃料が自己負担でき、賃借契約を最低でも8年以上する等で認められることもありますので、申請の際に明記してください。助成終了後も可能な限り長く継続して頂きたいという意図があり、継続性も審査致します。
		⑫ 現在、賃貸物件で子どもの居場所を行っております。申請条件として「自治体もしくは団体所有物件が優先」とのことですが、賃貸物件での申請は不可でしょうか。	原則、助成対象外です。団体が自治体が所有する物件を優先します。ただし、賃料が自己負担でき、賃借契約を最低でも8年以上する等で認められることもありますので、申請の際に明記してください。助成終了後も可能な限り長く継続して頂きたいという意図があり、継続性も審査致します。
		⑬ 空き家のリフォームは対象ですか。	団体、もしくは自治体所有であれば対象です。個人所有であれば原則、助成対象外です。団体が自治体が所有する物件が対象となります。ただし、賃料が自己負担でき、賃借契約を最低でも8年以上する等で認められることもありますので、申請の際に明記してください。助成終了後も可能な限り長く継続して頂きたいという意図があり、継続性も審査致します。
		⑭ 開設事業で建物を新築し、車両と什器備品も購入したいです。全て併せて5000万円が上限ですか。	全て併せて上限5000万円が上限です。
		⑮ 建物の1階を第三の居場所事業専用、2階も第三の居場所事業で活用しつつ、地域の方々の居場所となるような事業継続のための収益事業に活用したいと考えています。改修費の助成は、1階部分のみが対象でしょうか。	2階部分を含めることは可能です。ただし、2階で実施する事業が第三の居場所事業と全く別の事業で、補助金を受けて改修することがある場合は按分をして頂きます。
		⑯ 建物を改修もしくは新築します。1階は第三の居場所事業、2階は全く別の障がい者就労支援事業で使用したいです。助成の対象になりますか。	1階部分は対象になりますが、全く別の事業を実施する2階部分については対象になりません。費用は按分して頂く必要があります。
	(3)外構について	① 「事業実施ガイドブック」には、旧家屋撤去費・外構植栽工事などの付帯的工事費は対象外となっていますが、子どもの遊び場として庭などを整備する費用は助成の対象外ですか。	対象内です。子どもの遊びや活動の質を向上させるためのものであれば検討可能です。助成対象となり得るか審査をいたします。
		② 開設事業において外壁工事を実施することは可能ですか。	可能です。子どもの安全や近隣との問題に関わる理由があれば申請書に明記してください。審査の段階で確認いたします。
		③ 子ども達が遊ぶ為の遊具、滑り台や砂場などは対象になりますでしょうか？また、施設で運営に必要な物置、自転車置場、駐車スペース、アプローチ、外部との管理をする為のフェンスなど、関わりが有る物は対象になりますでしょうか？	子どもの安全や運営上必要であれば対象となり得ます。申請書に必要な理由を明記してください。審査の段階で確認させていただきます。
	(4)建築見積書・設計などについて	① 改修のデザインに困っているのですが、改修例などはありますか。	「空間設計マニュアル」が募集要項のページからダウンロードできるので、ご活用ください。また、具体的なご相談をいただければ、類似の事例について共有できる場合があります。
		② 申請書に「設計書」添付とありますが、どの程度のものが必要ですか。採択が未確定な中で、設計士にどのように頼んだら良いですか。	採択されなかった場合も団体で負担可能な程度で準備してください。基本的には「基本設計」を提出頂ければ問題ございません。
		③ 詳細設計をするにあたり、元となる法令や関係法令があれば教えてください。建築基準法上の用途判定の決まりはありますか。	「子ども第三の居場所」は当財団が主体となって実施している事業であり、元となる法令や関係法令等はありません。また、地域の現状や運営団体の特徴・既存事業を考慮した事業の実施を促していることもあり、拠点によって事業形態が異なります。従って、建築基準法上の用途も拠点によって「児童福祉施設等」、「事務所」「公会堂又は集会場」とさまざまです。当財団としては用途の指定などは行っておりませんので、団体の方と事業内容や並行して行う事業の有無などについて話し合いの上、用途を検討してください。
		④ 建築見積書について、指定の様式はありますか。	ありませんが、建築士が作成したものをご提出ください。

3.開設事業について	(5)工期・事業期間について	①	工事着工はいつになりますか。事業開始年度の4月～となりますか。	2022年度4月1日～2023年3月31日が事業期間となり、2022年4月以降に工事業者選定のための入札準備等を行って頂きます。実際に着工となるのは正式な手続きを踏んだ後、業者選定後となります。
		②	2022年4月から拠点の運営を始めたいです。2022年4月より前に準備した期間にかかった費用は助成金の対象となりますか。	対象外です。開設事業では入札の実施等、事前の準備も必要となります。準備期間も含めて必ず、事業期間内(2022年4月～2023年3月)での実施を計画してください。
		③	2022年4月から事業開始とありましたが、新築・改修工事など6月の事業開始後から行うということでしょうか。その前に工事を終わらせるということでしょうか。	工事の準備等も含め全て、事業期間内の2022年4月以降に行っていただきます。入札等も必要になりますので、業者の決定や工事着工は早くとも6月以降になるかと思います。2022年4月より前の助成契約は対象外です。
		④	工事完了が2022年度内に間に合わない場合でも申請できますか。	事業開始が2022年度内であれば可能です。申請時は事業終了日8月31日に設定し、実際の終了予定時期を別途記載してください。採択後、建築状況に応じて事業期間の延長等、別途の手続きで対応いたします。
		⑤	運営しながら施設を改修することは可能ですか。	通常の運営に影響がない、または仮の実施場所を無料で使用できるということであれば、可能です。申請後の審査の段階で、詳細についてご相談ください。
	(6)その他	①	拠点対象校が複数になるのですが、開設事業の助成金にて送迎車両の購入は可能ですか。	可能です。拠点や小学校の立地状況などを参考に審査いたしますので、開設事業の予算書に車両購入費を記載してご提出ください。また、車両には当財団が指定するデザインにてラッピングを行って頂きます。詳細は募集要項をご覧ください。
		②	開設事業は建設費だけでなく、必要な家具・電気製品等の什器・備品のみを購入する場合も対象となりますか。	建設費でなくとも、500万円以上の備品や設備、車両の購入であれば開設事業の対象となります。500万円未満の場合は運営事業として申請してください。
		④	採択された団体が、第三の居場所事業の対象となる取り組みの発展のために、助成2年目や3年目に施設の増築や改修をおこないたいと計画する場合、その費用は1年目に限らず2年目以降でも開設費として助成対象となり得えますか。	助成2年目、3年目に開設事業を行うことは可能です。ただし、子どもたちにとってより良い環境をなるべく早く整備し提供するという観点から、準備が整ってしましたら、運営開始のタイミング(助成1年目)で開設事業を行うことが望ましいです。
		⑤	3年後財団からの補助金がなくなった後、補助金で作った建物の用途変更があった場合は、どのような手続きがいらいますか。例えば補助金返金、書類手続きなどがはありますか。	助成契約において、助成終了後5年間は建物の使用目的の変更は行えない旨を規定いたします。万が一使用目的の変更等が発生する際は、助成金の返還が発生する可能性があります。
		⑥	飲食店許可が取れるキッチンの設置は必要ですか。	飲食店許可の取れるキッチンの設置は必須ではありません。ただし、コミュニティモデルはカフェ併設される場合もありますので、その際は適切な手続きしてください。

4.運営事業について	(1)土地・建物について	① 自宅での実施は可能ですか。	無償であれば可能です。ただし、改修・修繕などの開設事業は助成対象外です。また、使用にあたっての条件や合意事項を所有者と運営団体の間であらかじめ決めていただく必要があります。
		② 現在建設中の福祉施設の一部を活用することはできますか。	運営事業については申請可能です。既に建設中の施設のため、開設事業としての建築費の助成は助成対象外です。
		③ 開設費用に関しては賃貸物件を不可していますが、運営事業のみ申請する場合は、その運営場所が賃貸物件でも実施可能でしょうか。	可能です。ただし、賃料は助成の対象外ですので団体で御負担いただきます。
		④ 運営事業のみ申請します。現在実施している居場所事業があり、その延長上において賃貸物件で事業を実施予定です。運営費の支援は最大3年間とありますが、その前提として、申請時に賃借契約において3年間事業が継続されることを裏付ける必要はありますか。	運営事業のみであれば、申請時の要件として3年以上の賃貸契約を必須とはしておりません。一方で、最大3年間の運営費助成については単年度毎に御申請頂きますが3年間の助成期間中および助成終了後も、可能な限り同じ場所で事業継続されることが望ましく、賃貸契約の更新タイミングで長期契約を締結されることを推奨します。場所の確保に関する継続性についても審査の対象となります。なお、建物の賃借料は助成対象外です。
		⑤ 活動拠点を民家を借り上げることを想定した場合、建物の用途変更は必要になりますか。	行政に届け出が必要か否かについては、自治体に確認してください。
		⑥ 賃貸物件で拠点を開設したいです。家賃は団体が支払います。申請は可能ですか。	運営事業のみの実施であり、家賃は団体の自己負担であれば申請頂くことは可能です。開設事業も同時に実施する場合は、継続性が担保できないので基本的には対象外です。
		⑦ 現在、賃貸物件で子どもの居場所を行っております。申請条件として「自治体もしくは団体所有物件が優先」とのことですが、賃貸物件での申請は不可でしょうか。	可能です。助成終了後もできる限り長く事業を継続して頂くため、家賃が事業継続の負担とならないか、継続性についても確認させて頂きます。
		⑧ 延床面積90㎡以上は必須ですか。	基本的には延床面積90㎡以上を要件としていますが、90㎡に満たない場合であってもできるだけ広く場所を取れるところを探してください。近くに使える場所等も含めて総合的に判断致します。
		⑨ 延床面積90㎡にオープンテラスも含めて良いですか。	子どもが遊ぶ場所として設置しているなら、問題ありません。
	(2)常設ケアモデルについて	① 常設ケアモデルの対象者の選定は、どのように行っていますか。	主に公的扶助を受ける世帯を対象としています。チラシの配布、イベントの実施等から、家庭と繋がることもあります。
		② 常設モデルでは食事提供が必須条件とありますが、拠点の手作りではなく弁当屋や配食サービスの利用であっても、食事提供として認められますか。	認められます。
		③ 常設ケアモデルの申請を検討しています。助成期間終了後は自主運営をしていきたいのですが、行政の事業として継続する条件は必須ですか？	必須です。常設ケアモデルは行政による事業継続を前提とし、申請時に自治体協力届出A様式を提出頂く必要があります。他の2モデルについては団体の事業として継続して頂くことが可能です。

4.運営事業について	(3)学習生活支援モデルについて	①	現在行っている学習支援の実施場所とは別の場所で学習・生活支援モデルを実施してもよいですか。	可能です。例えば「既存の学習支援は公民館で行っているが、週回の学習・生活支援は団体所有の建物を改修して実施する」などが考えられます。ただし、土地や建物に対して賃料が発生する物件での開設事業の実施は、原則として認めることができませんのでご注意ください。
		②	公設で市が学童を運営しているのですが、開設時間を拡張して学習・生活支援モデルを実施することは可能ですか。	日本財団の助成事業については、自治体は対象としていないため、自治体からの助成申請はできません。日本財団と協力・連携しているブルーシー・アンド・グリーンランド財団(B&G財団)が、自治体を対象に同様の「子ども第三の居場所」事業の公募を実施しているので、そちらの募集要項などをご確認ください。
		③	学習・生活支援モデルにおいて、高齢者やさまざまな大人の方の利用も含み、交流しあいながら子どもたちに学習支援を提供することを考えています。問題ありませんか。	学習・生活支援モデルは課題を抱える小学校低学年を中心とした子ども(小学校高学年や中高生も受入可)を対象としています。高齢者や大人の方等幅広い世代の方が利用する場合は、コミュニティモデルでの申請が望ましいです。
		④	学習生活支援モデルにおける対象者の選定は、どのように行っていますか。	主に公的扶助を受ける世帯を対象としています。チラシの配布、イベントの実施等から、家庭と繋がることもあります。
	(4)コミュニティモデルについて	①	コミュニティモデルの対象者の年齢制限はありますか。	基本的には小学生以上の子どもの対象とした居場所となりますが、年齢制限はありません。大人を中心に対象者を設定するのは避けてください。
		②	コミュニティモデルの対象児童は、困難を抱えた子どもでなくとも問題ないでしょうか。	地域の様々な子どもを対象としています。その中で困難を抱える児童を早期に発見し、支援する必要があります。
		③	子ども食堂を実施している団体でなければ、コミュニティモデルに申請することはできませんか？	子ども食堂を実施していなくても、事業要件を満たしていればコミュニティモデルに申請頂くことが可能です。
		④	コミュニティモデルの人数要件は、大人も含まれていますか？	含まれていません。1日あたり15名以上、子どもが参加するようにしてください。
		⑤	コミュニティモデルについて、子どもだけではなく、若者、障がい者、高齢者等の多世代、共生の居場所は対象になりますか。	子どもが中心であれば、対象です。また人数要件に大人は含まれておりませんので、各団5名以上の子どもを集めてください。コミュニティモデルについては多世代の交流も想定しています。
		⑥	コミュニティモデルについて、利用料を設定して良いでしょうか。	問題ありません。ただし、経済的支援が必要な家庭の利用については配慮をお願い致します。

4.運営事業について	(5)3モデル共通:対象者・利用人数について	① 各モデルの利用者数及びスタッフ数ですが、1週間あたりの延べ人数でも問題ないでしょうか？(例)学習・生活支援モデルは週日～、1日当たり7名の受け入れが要件だが、週5日実施、1日当たり5名の受入でも問題ないか)	原則不可です。児童受入数、スタッフ数ともに日当たりの人数でご検討ください。なお、可能な限り1日の利用児童数が多い方が望ましいです。
		② 乳幼児や大人を対象とすることは可能ですか。	原則、小学生以上の子どもを対象としています。コミュニティモデルであれば、保護者と一緒に乳幼児も利用することも可能です。コミュニティモデルであっても、大人が中心となる利用は避けてください。
		③ 過疎地域につき、利用人数が規定以下になることも考えられます。定員割れであっても対象になりますか。	各モデルで要件としている人数を集めて頂くことが原則です。満たない場合であっても、人数の目標を立てて頂くことを前提とし、様々な方法でアウトリーチを行い、子どもを集めていただきます。集まらない場合は個別でご相談いただくことになります。
		④ 各モデルの利用人数について、要件を下回った場合運営費削減等のペナルティはありますか。	過去に利用人数が少ないことにより運営費削減等を行った事例はございませんが、児童集めの取組状況を確認させていただくとともに、2年目以降の助成額の必要性を審査します。
		⑤ 参加する子どもは、市や町を越えての参加でも問題ありませんか。	可能です。子どもが通いやすい距離であれば問題ありません。
		⑥ 人数の条件は、事業開始当初から利用対象者として確保する必要がありますか。または、事業を開始し運営していくなかで、定員及び利用人数を確保していくことも大丈夫でしょうか。	可能な限り事業開始当初から利用者人数を確保いただくことが望ましいです。運営を行う中で人数を増やしていく場合も、初年度中を目途に利用人数を確保いただきます。
	(6)3モデル共通:事業要件について	① 各モデルの運営時間は、1日あたり最低何時間行わなければならないというルールはありますか。	明確な要件はありません。各モデルの開所時間の目安は、募集要項をご覧ください。
		② 送迎の有無等、運営方法はそれぞれの拠点で設定できますか？	可能です。各モデルの要件の範囲内でご検討ください。
		③ 食事の提供は、事業の必須要件でしょうか。	常設ケアモデルは必須です。学習生活支援モデルは必須ではありませんが、提供しているところが多いです。コミュニティモデルについては必須ではありませんが、提供頂くことも可能です。
		④ 拠点に通所する児童は、公共交通機関での通所も想定していますか？その場合、交通費は保護者負担になりますか。	公共交通機関を使用するケースはあまりありません。歩き、もしくは送迎車で学校までお迎えに行き、帰宅時は保護者によるお迎えにより、拠点に通う児童が多いです。
		⑤ 拠点の利用料金について、定めている基準等がありますか。	具体的な基準や指定はありません。経済的支援が必要な子どもに関しては、原則無料にしてください。公的扶助を受けていない等、経済的支援が必要ではない家庭からは、助成期間終了後の自立を見据え、利用料をとっていただくことは可能です。運営状況に合わせて料金設定をしてください。
		⑥ 居場所を利用している子どもたちは登録制になっているのでしょうか？支援が必要な家庭・子どもたちとどのようにつながっているのか、何か事例などあれば教えていただきたいです。	常設ケアと学習生活支援モデルは登録制で、行政に気になる子どもを紹介してもらったり学校から紹介される場合もあります。また、チラシやイベントを通して知ってもらうなど、色々な形でアウトリーチする。コミュニティモデルに関しては気軽に立ち寄ってもらうのも想定しているので、登録していない児童にも来てもらえるようになっています。
		⑦ 食事は、無料で提供していますか。	常設ケアモデル、学習生活支援モデルの登録児童については無償で提供してください。保護者からは数百円料金を頂くこともあります。コミュニティモデルについては、経済的支援が必要でない家庭については料金を設定頂き問題ありません。
		⑧ 子どもや保護者への相談支援、面談等を実施するにあたり、働くスタッフの要件はありますか。	資格等の要件はありません。既存拠点には、保育士や教員免許を持っているスタッフも多いです。また、当財団でスタッフ向け研修を準備しており、研修を通して専門性を身に付けて頂きます。
		⑨ 現在、施設運営をしています。常設ケアモデル、学習・生活支援モデルの場合、マネージャー、フルタイムなどのスタッフ体制については現在の施設長やスタッフが兼務することは可能でしょうか。	既に実施されている事業と兼務いただくことは可能です。ただし、既存事業との区分け、費用の按分は厳密に行う必要があるため、人件費等は本事業の運営にあたられる時間のみの助成対象になります。

4.運営事業について	(7)対象となる費用について	① 法人税は運営費の助成対象内ですか。	助成対象外です。
		② 固定資産税は運営費の助成対象内ですか。	助成対象外です。
		③ 2022年4月から拠点の運営を始めたいです。2022年4月より前に物品購入等の準備を行い、その期間にかかった費用は助成金の対象となりますか。	対象外です。物品の購入等、準備期間も含めて必ず、事業期間内(2022年4月～2023年3月)での実施を計画してください。
		④ 物件の賃借料は助成対象内ですか。	助成対象外です。
		⑤ 運営事業の中で、家具や電化製品等の什器備品を購入することは可能ですか。	可能です。500万円未満であれば、運営費上限額とは別で備品整備にかかる費用を計上することができます。
		⑥ 現在、行政の補助金で事業運営をしています。賃料は運営事業の助成金に含まれないとのことでしたが、既存の行政の補助金を賃料の自己負担分に充て、財団の補助金両方を利用しての運営も考えてもよろしいでしょうか？	問題ありません。ただし、賃料以外の運営費等については既存事業と切り分けて頂き、重複のないよう事業費を申請頂く必要があります。
	(8)その他	① 初年度はコミュニティーモデルとして申請し、その後、常設ケアモデルへ移行する等は可能ですか？	可能です。ただし、移行する時点で、移行先モデルの要件を満たす必要があります。
		② 他団体に再委託をして実施することは可能ですか？	不可です。B&G財団に申請して実施する場合は可能なこともありますが、自治体及びB&G財団への確認が必要であり、また相応の正当な理由が必要です。
		③ 「常設ケアモデル」と「学習・生活支援モデル」の違いは何ですか。	両モデルの違いについては募集要項をご確認ください。スタッフ体制や開所日数・時間に応じて運営費などが異なります。なお「学習・生活支援モデル」の場合は助成期間終了後に、自治体の事業として継続するか、自主事業(自己資金などを用いて)として継続するか④つのパターンに分かれます。
		④ 事業を開始し、建物を建ててから拠点を開所すると、開所日は年度の途中になると思います。運営費の支援は拠点の開所日から年間にすることはできませんか。	できません。運営費の支援は、運営を開始してから最々年度目の年度末までです。募集要項に詳細を明記しておりますのでご確認ください。

5.その他	(1)事業運営について	① 仮に、団体の代表が何らかの理由(病気等)で運営できなくなった場合、どうすればよいですか。そのような場合、最低でも何年以上は続けないと返金しなければいけない等の条件はありますか？	基本的には、組織基盤や継続の体制が整っているかも含めて審査致します。仮に事業継続ができなくなった場合は、当該年度の使用していない助成金は返還して頂きます。既に使用したもののについてはしっかりと事業実施がなされたことが確認できれば、返還の必要はございません。
		② 3年間の運営費助成終了後、4年目以降の運営方法について知りたいです。	会費、企業からの協賛、寄付金、事業収入(利用料含む)、助成金・補助金等によって運営費を賄うこととする継続計画を立てて頂きます。
		③ 保護者にはどのような関り方や支援をしているのでしょうか	各拠点により支援内容は異なりますが、拠点へお迎えに来た際の声掛け、相談支援、定期面談等を行っています。拠点での子どもの様子、宿題、作品などをファイリグし、子どもへのヒアリングシートを作成し、保護者に伝えて子どもを褒める取り組み等も実施しています。
		④ ケガや事故が起こった場合、対応や保険などはどのようにしているのでしょうか。	保険に入っているためであり、必要であれば、助成対象にもなります。リスク対応に関しては団体で徹底してください。
		⑤ 困難を抱えた子どもで有るか否かの判定はどのように考えていますか？	経済的に困難な状況にある児童については、行政による紹介や公的扶助の証明書類を提出して頂く方法があります。また、公的扶助を受給しておらず様々な困難を抱えている場合は、学校や児童相談所等、関係機関との連携や保護者へのヒアリング等で把握します。
		⑥ 居場所での取り組みはそれぞれの現場で独自に考えられたものですか。もしくは日本財団によるディレクションがあるのでしょうか。	両方です。まずは事業要件に沿った形で事業を実施して頂く必要があります。また、当財団からは研修メニューの提供、他拠点の好事例の展開等を行い、他拠点事例を参考にして頂くような働きかけを行っています。それ以外にも、各拠点による独自の取り組みもございます。
		⑦ 助成期間終了後の自立を見据え、事業費を補填するために、助成金以外を経済基盤として、物販とかカフェ運営などをビジネスで、自主的な運営をしていく事は問題ありませんか。	問題ございません。
		⑧ 既存拠点のスタッフは何人体制で運営していますか。	拠点により異なります。本募集の要件人数の詳細は募集要項をご確認ください。
	(2)開設・運営 共通:対象となる費用について	① パソコン等、ICT教育に必要な機器は購入可能ですか。	子どもが使用するものであれば、可能です。
		② ツリーハウス、遊具、キャンプ用品等の備品も対象になりますか。	子どもが使用するものであれば助成の対象となります。500万円以上であれば開設事業、500万円未満であれば運営費としてご申請ください。
		③ 太陽光発電は対象になりますか。運営中の防災にも役立ち、光熱費を少しでも抑えたいと考えています。	子どもの安全や運営上必要であれば対象となり得ます。申請書に必要な理由を明記してください。審査時に確認させていただきます。

5.その他	(3)次年度以降の募集、採択数等について	①	今回は申請が間に合わないのですが、今後同様の公募はありますか？	「子ども第三の居場所」は今後も拠点数の拡大を計画しており、本募集に類似した募集を行っていく予定です。ただし、次回以降の具体的な募集期間等は未定です。
		②	今年度の採択数は決まっていますか。	決まっています。上限は設けておらず、審査の視点に沿って審査を致します。
		③	採択数について、例えば2025年度以前に目標数の500拠点の採択を達成した場合、この事業募集が早めに打ち切られることはありますか。	現時点では未定です。
		④	次年度以降の募集内容も同様ですか。募集要項の内容が変わることはありますか。	次年度以降も募集予定ですが、現時点では詳細は未定です。
	(4)その他	①	子ども第三の居場所事業について、日本財団B&G財団の実施している内容は同じですか？	同じです。日本財団は団体による申請を受け付けていますB&G財団は、自治体が主体となって実施する申請を受け付けています。
		②	本助成金は会計検査院の検査対象になりますか？	対象外です。
		③	個人情報の提供や評価方法等の不安により、自治体が事業の取組自体に消極的な場合、どのようなアプローチが考えられますか。	自治体には自治体協力届出や協定書の内容に沿いつつも、可能な範囲での御協力をお願いしております。個人情報の提供が難しくとも、事業を周知してもらったり、児童を紹介してもらったり、可能な範囲内でご協力いただくために事業の趣旨や意図を丁寧に御説明し、理解して頂く必要があります。募集要項に自治体への依頼文書を添付しております。また説明会の録画視聴も可能ですのでご活用ください。
		④	事業準備のためにもう少し早く採択の可否を教えてください。	結果は2022年2～3月頃にお伝えする予定です。それより早いお伝えは出来かねます。
		⑤	説明会への参加は必須ですか。また自治体にも録画視聴を依頼したほうがいいですか。	説明会への参加は必須ではありませんが、参加頂いたほうが本募集についての理解を深めて頂けるかと思えます。説明会に参加できない場合は、説明会申し込みフォームから説明会の一部の録画視聴を申し込むことが可能です。 申し込みフォーム : https://forms.gle/7oV7iYuNb8by6brd6
		⑥	助成金の支払日はいつですか？団体が支出し、全ての証票類をそろえた後になりますか。	助成金支払は団体様にご指定いただいた日程(最速で2022年4月末の予定)に行いますので、実際に物品等の購入される以前に助成金をお支払いすることは可能です。ただし、建物の建築・改修に係る費用については建物の完成後の支払いとなります。